

# カンボジア民法の紹介 ～意思表示の瑕疵の規定～

JICA長期派遣専門家

辻 保彦

## 1 はじめに

日本民法では、意思表示の瑕疵として心裡留保、虚偽表示、錯誤、詐欺及び強迫が規定されている。日本民法をベースとしつつ、新しい法理論なども取り入れながら起草されたカンボジア民法では、これらの規定に加えて、主として社会的弱者保護や消費者保護の観点から、いくつかの意思表示の瑕疵に関する取消事由が新たに規定されている。そこで、今回は、それらの規定を中心に紹介したい。文中の意見は、すべて私見である。

## 2 不実の情報

たとえば、土地の売買契約において、売主が買主に対し、「この土地の近くに、人気歌手Aの自宅があります。」と告げ、その歌手の大ファンだった買主は、当該土地に家を建てようと考えて同土地を購入したが、契約締結後、その付近にはその歌手の自宅がないことが判明した事案を考えてみよう。買主としては、その契約を取り消したいところであるが、どのような手段が考えられるであろうか。まず、詐欺による取消しが考えられるが、詐欺の場合、相手方がだます意思があったことを表意者側が立証しなければならないが、裁判でそのような相手方の主観を立証するのは容易ではない。次に、錯誤による取消しが考えられる。上記事案は、土地購入の意思形成の過程で錯誤が生じているので、いわゆる動機の錯誤の事案である。カンボジア民法は、動機の錯誤も取消しの対象となることを明記しているが、「相手方がその事項の重要性および表意者が錯誤に陥っていたことを知ることができたときは」という要件が課されている（カンボジア民法第346条2項）。この要件は、詐欺の故意よりは立証しやすいと思われるが、相手方の主観に関する立証をしなければならないという意味では詐欺と同じであり、立証は必ずしも容易ではない。このような場合に、立証の負担を軽減して表意者を保護するため、カンボジア民法では、不実の情報という取消事由が設けられている。

### 第348条（不実の情報）

1項 契約に際して相手方が提示した事実が真実に反していた場合に、これを真実と信じて意思表示をした当事者は、その事実が真実に反していることを知っていたならば意思表示しなかったであろうときは、意思表示の瑕疵を理由に契約を取り消すことができる。

不実の情報による取消しにおいて、表意者が立証しなければならない要件は、①契約に際して相手方がある事実を示したこと、②その事実が真実に反していたこと、③その事実が真実に反していることを、表意者が知らなかったこと、④その事実が真実に反していることを表意者が知っていたならば、意思表示をしなかったであろうこと、の4つである。

このうち、①と②は客観的な事実の立証であり、③と④は表意者自身の主観の立証であるから、詐欺や錯誤に比べると立証のハードルはそれほど高くない。不実の情報を告知したことに対する相手方の過失も要件とされていないため、詐欺よりもかなり要件が緩和されている。一方、取引の安全とのバランスを図るため、同条3項において第三者保護規定が置かれている。

日本の消費者契約法第4条にも、不実の情報と同趣旨の規定があるが（注釈<sup>1</sup>）、これは事業者が売主となる場合のみを対象としている。カンボジア民法の起草段階でも、不実の情報による取消しの対象を事業者のみに限定するかどうかが議論がなされたようであるが、最終的に主体を限定しないこととなった。

### 3 状況の濫用

たとえば、官公庁の幹部職員が、部下の職員に対し、人事権をちらつかせながら、部下が親から相続して所有している都心部の土地を売り渡すように申し入れ、部下がしぶしぶ承諾して土地を売り渡した事案を考えてみよう。部下が土地を取り戻すためには、強迫による契約の取消しが考えられるが、このような事案では直接的な強迫文言はないことが多いから、強迫を立証するのは容易ではない。このような場合のために、カンボジア民法では状況の濫用という取消事由が規定されている。

#### 第349条（状況の濫用）

1項 契約の一方当事者が契約の締結に際し、その経済的または社会的に優位な地位を利用し、その他相手方の抵抗しがたい状況を不当に利用したときは、相手方はその意思表示の瑕疵を理由に契約を取り消すことができる。

状況の濫用による取消しの要件は、契約の締結に際して経済的または社会的に優位な地位を利用したこと、または、その他相手方の抵抗しがたい状況を利用したことである。このような立証は、間接事実の積み重ねにより推認する方法によることになると思われるが、上記事案のように組織内での上下関係がある場合などは、比較的容易に立証できるものと思われる。同条2項には第三者保護規定が置かれており、取引の安全とのバランスが図られている。

### 4 過剰利得行為

たとえば、難病の子どもを持つ親に対し、訪問販売の医薬品業者が、効能が定かでない

---

<sup>1</sup> 消費者契約法4条1項（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

1. 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認  
二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

薬を市場価格の3倍の値段で売りつけ、親は藁にもすがる思いでこれを購入したという事案を考えてみよう。その後、その薬に効能がないことが判明した場合、親としては、詐欺や錯誤により契約を取り消すことが考えられるが、立証が容易でないことは前述のとおりである。医薬品業者が大きなセールストークをしていた場合には、不実の情報による取消しの余地があるが、必ずしもそのような事案ばかりとは限らない。そこで、カンボジア民法には、このような場合のために過剰利得行為という取消事由が規定されている。

#### 第351条（過剰利得行為）

契約の一方当事者が相手方の窮迫・無知・未経験に乗じて契約を締結し、これによって過大な利益を得た場合には、相手方はその意思表示の瑕疵を理由に契約を取り消すことができる。

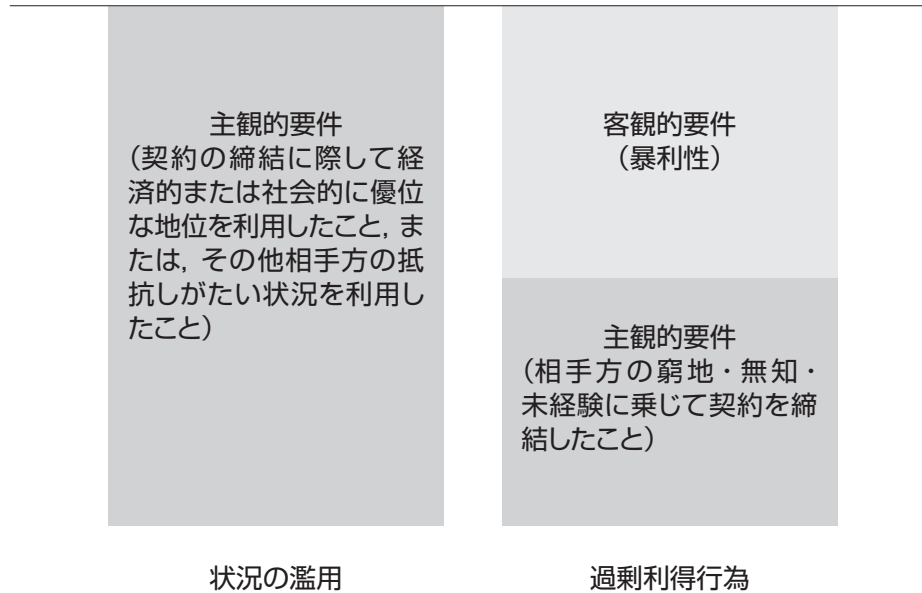
過剰利得行為による取消しの要件は、①相手方の窮迫・無知・未経験に乗じて契約を締結したこと、②これによって過大な利益を得たこと、の2つである。①は表意者の主観に注目した要件であるが、②は契約内容の客観面に注目した要件であり、表意者の主観とは関係がない。なぜこのような客観的な要件が、意思表示の瑕疵の規定の中に定められているのかについては、いわゆる暴利行為に関する議論と関係しているので、若干言及しておきたい。暴利行為には、商品や業界のことを熟知している業者側が、消費者の窮迫・無知・未経験に乗じるという主観的側面と、商品の価値と比較して不当に高い価格を支払わせるという客観的側面とがある。そのどちらか一方でも悪質性が極めて高ければ、契約の拘束力を否定して消費者を保護すべきという結論に至るわけであるが、これに加えて、そのどちらか一方だけでは契約の拘束力を否定するほどの悪質性はないが、両方の悪質性を合わせると高い悪質性となり、契約の拘束力を否定して消費者を保護すべき事案もあるのではないか、という「合わせて一本」の考え方が提唱された。この考え方は、日本では公序良俗違反の問題として議論され、大判昭和9年5月1日（民集13巻875頁）は、①相手方の窮迫、軽率又は無経験に乗じて、②著しく過当の利益を獲得する行為は公序良俗に反するとの規範を定律して、暴利行為の事案のリーディングケースとなった。カンボジア民法の起草に当たり、このような考え方を取り入れつつ、暴利行為の主観的側面を重視して、意思表示の瑕疵の一類型として過剰利得行為が規定されたものである。

過剰利得行為における「相手方の窮迫・無知・未経験に乗じて契約を締結したこと」という主観的要件は、状況の濫用における「契約の締結に際して経済的または社会的に優位な地位を利用したこと、または、その他相手方の抵抗しがたい状況を利用したこと」という要件と重複する部分があることから、両者の関係が問題となるところ、前述のとおり過剰利得行為は、暴利行為の主観面と客観面の「合わせて一本」の事案を対象としたものであり、主観的要件のほかに暴利性という客観的要件も課されているのに対し、状況の濫用は純然たる意思表示の瑕疵の規定であり、主観的要件のみが課されている。このことから、状況の濫用の方が、過剰利得行為よりも、相手方に対するより強い抑圧行為を想定しているものと考えられる（下図参照）。

過剰利得行為は、意思表示の瑕疵の一類型として規定されているものの、前述のとおり、

暴利性という契約内容の客観面にも着目した規定で、公序良俗違反の要素も含まれているため、不実の情報や状況の濫用と異なり、第三者保護規定は置かれていない。

### 契約の拘束力を否定すべきほどの悪質性



## 5 おわりに

このように、カンボジア民法では、錯誤・詐欺・強迫には至らない事案や、それらに該当するものの立証が容易でない事案について、不実の情報、状況の濫用、過剰利得行為という取消事由を設けて、表意者保護、消費者保護を強化している。これらの3つの類型の要件は重複する部分が多いため、表意者は事案の内容に応じて立証が容易な取消事由を選んで主張したり、複数の取消事由を同時に主張することもできる。